

25 都市建企第 919 号
平成 26 年 1 月 31 日

大田区長
松原 忠義 様

東京都知事代理 副知事
安藤 立美



東京都建築安全条例第 7 条の 3 第 1 項の規定による
区域指定に係る意見照会について

日ごろより、都の建築行政に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、東京都建築安全条例第 7 条の 3 第 1 項に規定する「特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域」を、貴職の意見を踏まえ指定する予定です。

このたび、貴区における区域指定（案）を別紙 1 のとおり作成しましたので、貴職の意見を賜りたく、下記の要領で回答をお願いいたします。

また、当該区域指定（案）を、住民に周知するとともに、都市計画審議会等に報告していただきますよう御協力をお願いいたします。

記

- 1 回答期限 平成 26 年 4 月 30 日（水曜日）
- 2 回答先 東京都都市整備局市街地建築部
建築企画課 建築係 榎戸絢子
電話 03-5388-3343（直通）
Fax 03-5388-1356

■ 区域指定案

- ・ 区 域 大田区大森東一丁目（一部）、二丁目（一部）、三丁目（一部）、四丁目（一部）、五丁目（一部）、大森南一丁目（一部）、二丁目（一部）、三丁目（一部）、四丁目（一部）、大森西一丁目（一部）、二丁目（一部）、三丁目（一部）、四丁目、五丁目（一部）、六丁目（一部）、七丁目、大森北三丁目（一部）、四丁目（一部）、五丁目（一部）、六丁目（一部）、大森本町一丁目（一部）、二丁目（一部）、山王一丁目（一部）、二丁目（一部）、三丁目（一部）、四丁目（一部）、平和の森公園（一部）、東馬込一丁目（一部）、二丁目（一部）、南馬込一丁目（一部）、二丁目（一部）、三丁目（一部）、四丁目（一部）、五丁目（一部）、六丁目（一部）、北馬込一丁目（一部）、二丁目（一部）、中央一丁目（一部）、二丁目（一部）、三丁目、四丁目、五丁目（一部）、六丁目（一部）、七丁目、八丁目（一部）、池上三丁目（一部）、四丁目（一部）、五丁目（一部）、六丁目（一部）、七丁目（一部）、八丁目（一部）、田園調布南（一部）、鶉の木二丁目（一部）、三丁目（一部）、千鳥三丁目（一部）、上池台一丁目（一部）、羽田一丁目（一部）、二丁目（一部）、三丁目（一部）、四丁目（一部）、五丁目（一部）、六丁目（一部）、本羽田一丁目（一部）、二丁目（一部）、萩中一丁目、二丁目（一部）、東六郷一丁目（一部）、二丁目（一部）、三丁目（一部）、西六郷一丁目（一部）、二丁目（一部）、三丁目（一部）、四丁目（一部）、南六郷一丁目（一部）、二丁目（一部）、三丁目（一部）、仲六郷一丁目（一部）、二丁目（一部）、三丁目（一部）、四丁目（一部）、下丸子一丁目（一部）、二丁目（一部）、三丁目（一部）、四丁目（一部）、矢口一丁目（一部）、二丁目（一部）、三丁目（一部）、東矢口一丁目（一部）、二丁目（一部）、三丁目（一部）、多摩川一丁目（一部）、二丁目（一部）、南蒲田二丁目（一部）、三丁目（一部）、西蒲田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目（一部）、六丁目（一部）、八丁目（一部）、蒲田一丁目（一部）、二丁目（一部）、三丁目（一部）、四丁目（一部）、五丁目（一部）、蒲田本町一丁目（一部）、二丁目（一部）、新蒲田一丁目（一部）、二丁目（一部）、三丁目の各地内の区域
- ・ 指定理由 本区域は、東京都震災対策条例第13条第2項第2号に規定する整備地域、地震に関する地域危険度測定調査における建物倒壊危険度の評価がランク4以上の地域、地震に関する地域危険度測定調査における火災危険度の評価がランク4以上の地域、又はその他市街地の特性や周辺の状況によりこれらに準ずると認められる地域に該当するものである。

区域内は、老朽木造住宅が密集しており、行き止まりの狭あい道路が多く、火災による延焼の危険性が高い。そこで、建替え等に合わせて建築物の不燃化を促進し、より災害に強い街づくりを実現するため、東京都建築安全条例第7条

の3第1項に規定する区域（新たな防火規制区域）として指定する。

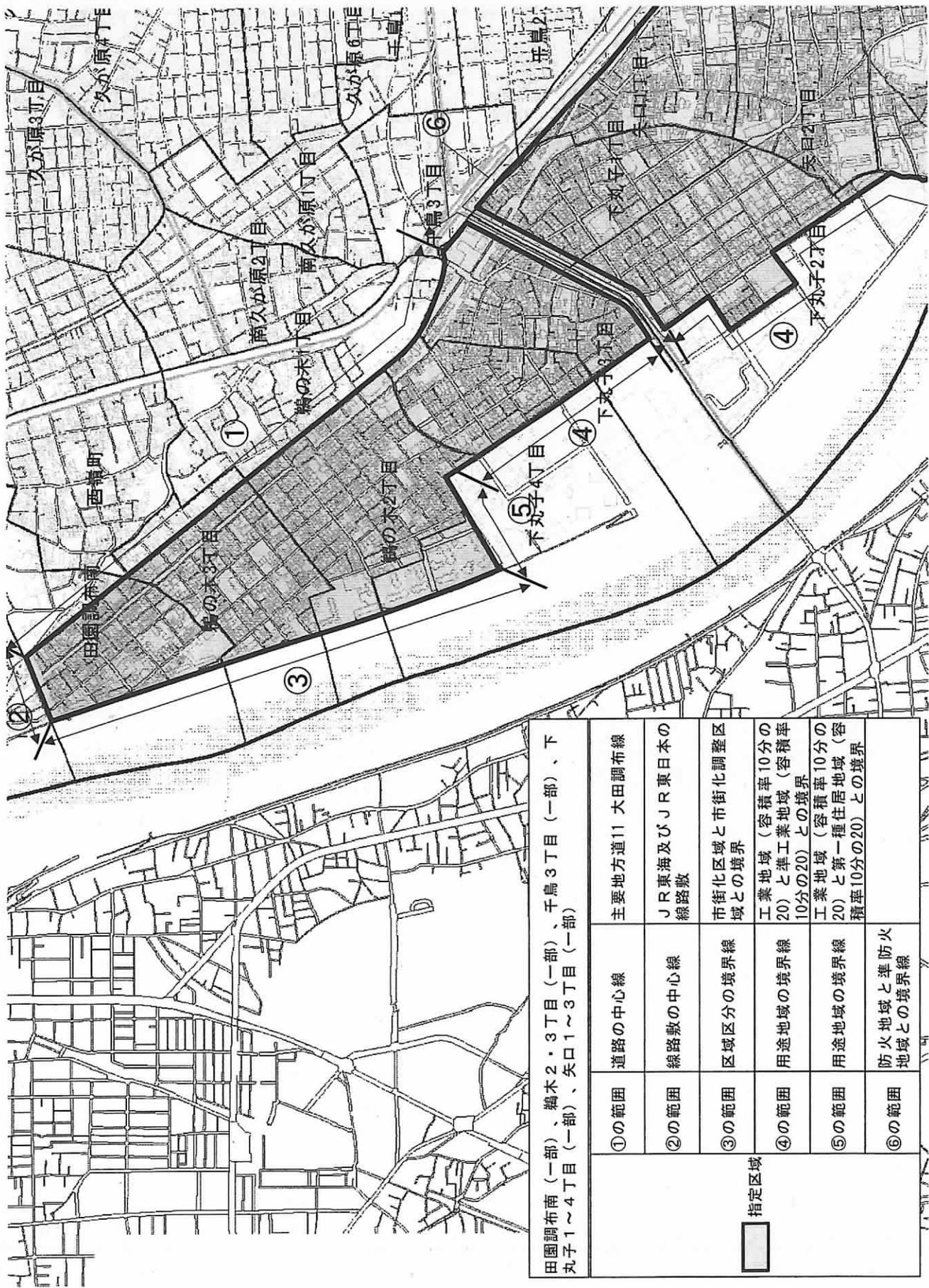
- ・ 位置図及び区域図 別紙

位置図



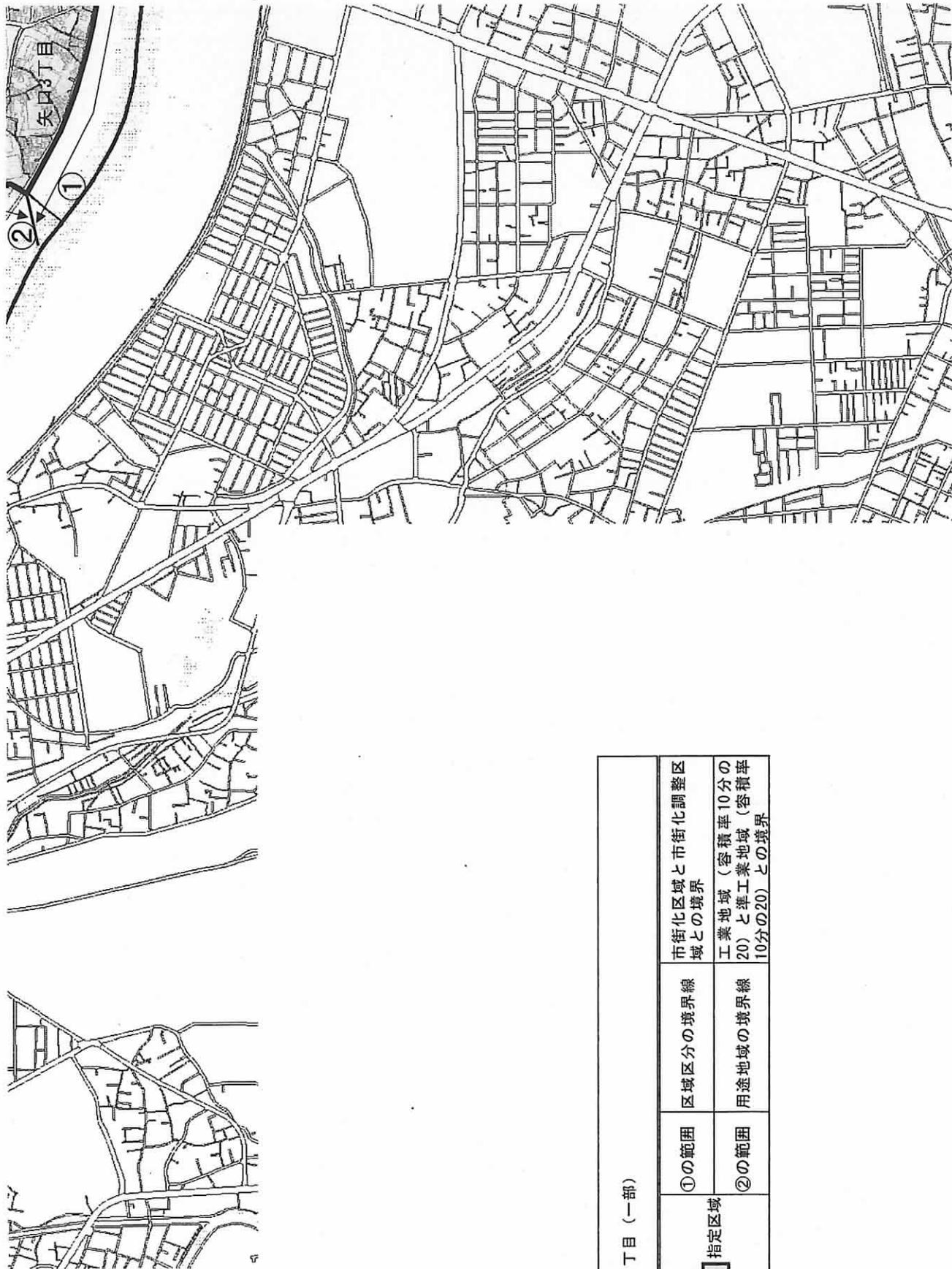
今回東京都建築安全条例第7条の3第1項に規定する区域の指定を検討した区域

区域図(分割図1)



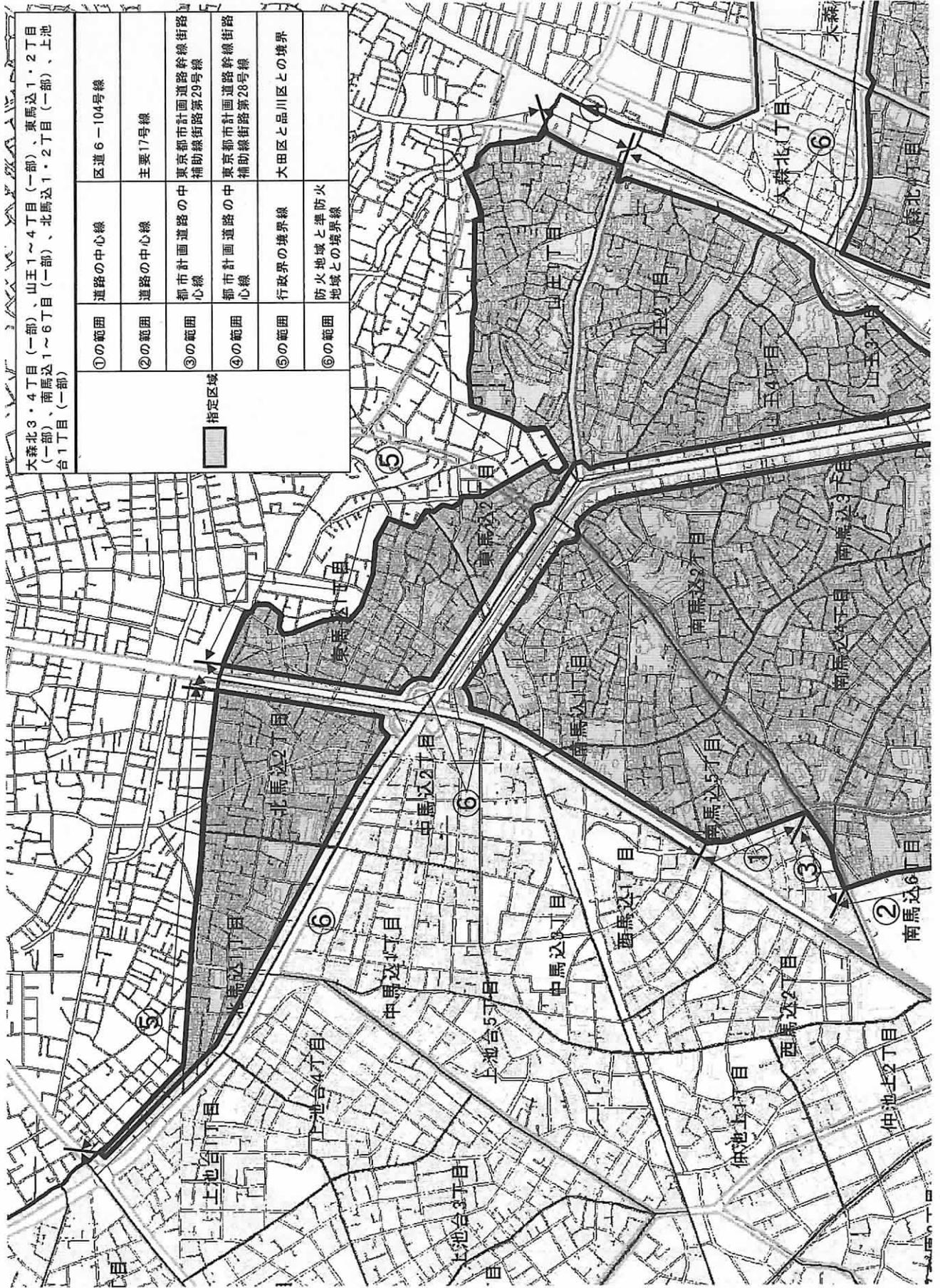
田園調布南(一部)、鶴木2・3丁目(一部)、千鳥3丁目(一部)、下丸子1~4丁目(一部)、矢口1~3丁目(一部)		指定区域
①の範囲	道路の中心線	主要地方道11 大田調布線
②の範囲	線路敷の中心線	JR東海及びJR東日本の線路敷
③の範囲	区域区分の境界線	市街化区域と市街化調整区域との境界
④の範囲	用途地域の境界線	工業地域(容積率10分の20)と準工業地域(容積率10分の20)との境界
⑤の範囲	用途地域の境界線	工業地域(容積率10分の20)と第一種住居地域(容積率10分の20)との境界
⑥の範囲	防火地域と準防火地域との境界線	

区域図(分割図 2)



矢口3丁目(一部)			
指定区域	①の範囲	区域区分の境界線	市街化区域と市街化調整区域との境界
	②の範囲	用途地域の境界線	工業地域(容積率10分の20)と準工業地域(容積率10分の20)との境界

区域図(分割図 3)

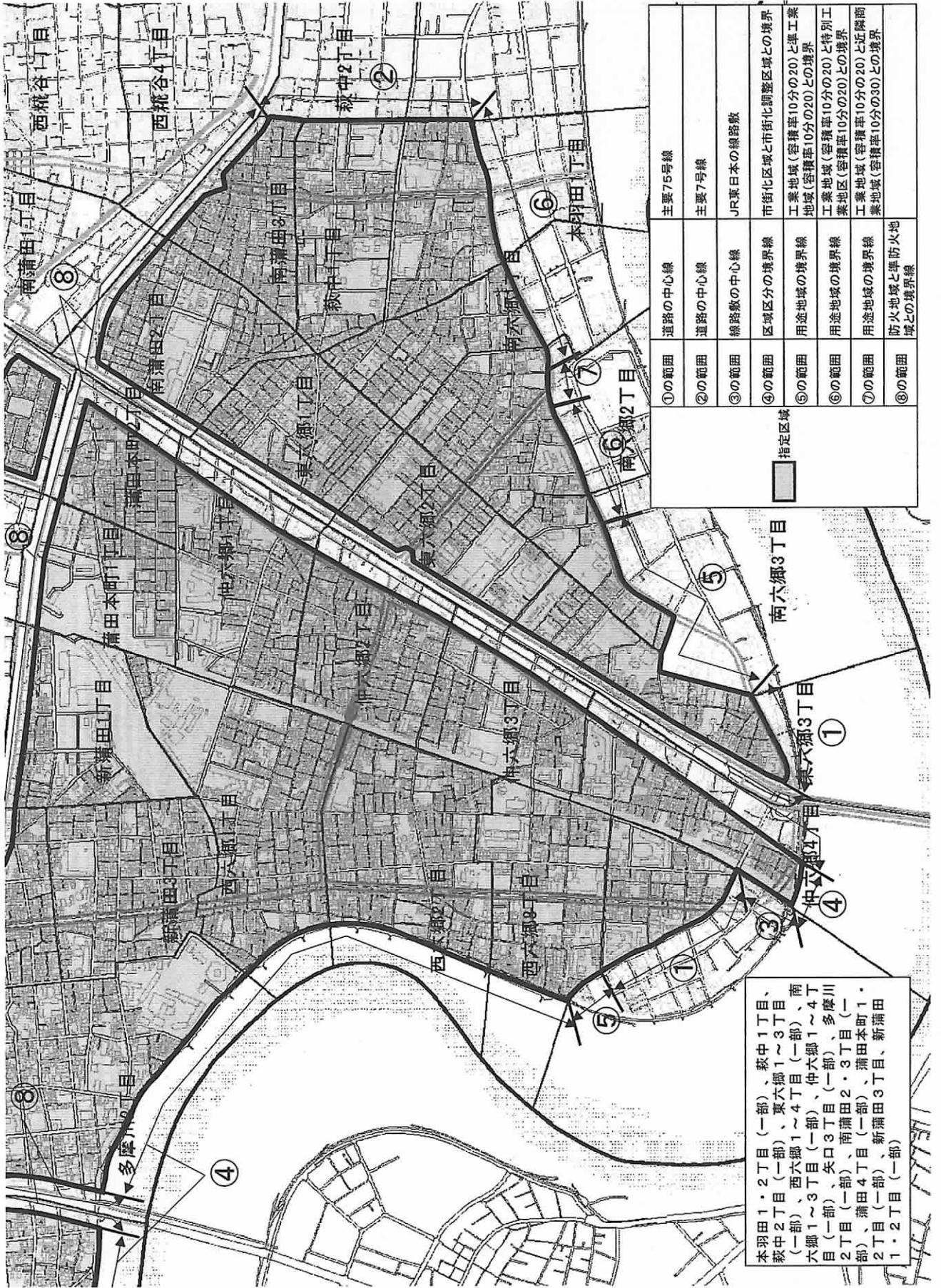


大塚北3・4丁目(一部)、山王1~4丁目(一部)、東馬込1・2丁目(一部)、南馬込1~6丁目(一部)、北馬込1・2丁目(一部)、上池台1丁目(一部)

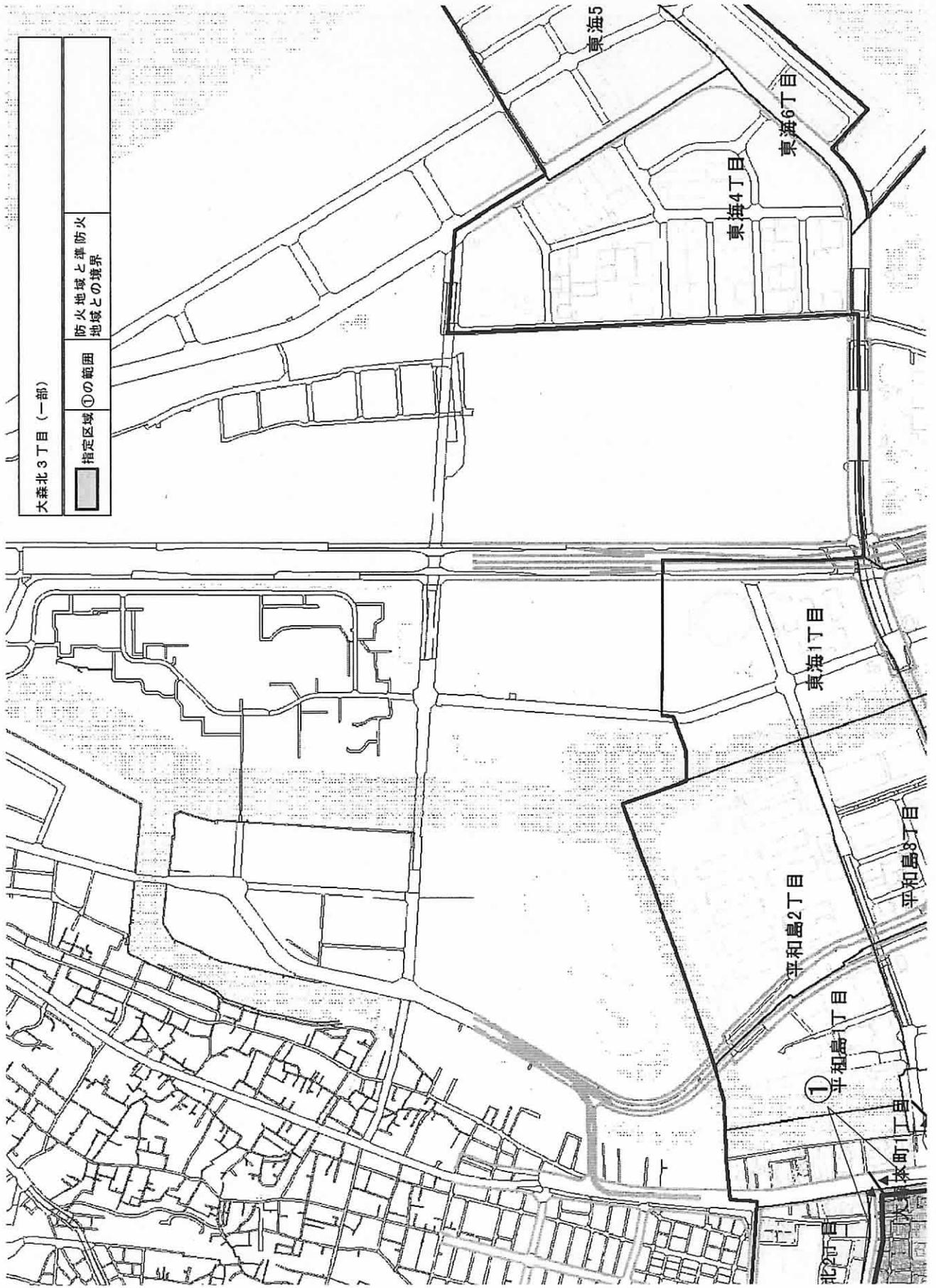
①の範囲	道路の中心線	区道6-104号線
②の範囲	道路の中心線	主要17号線
③の範囲	都市計画道路の中心線	東京都市計画道路幹線街路補助線第29号線
④の範囲	都市計画道路の中心線	東京都市計画道路幹線街路補助線第28号線
⑤の範囲	行政界の境界線	大田区と品川区との境界
⑥の範囲	防火地域と準防火地域の境界線	

指定区域

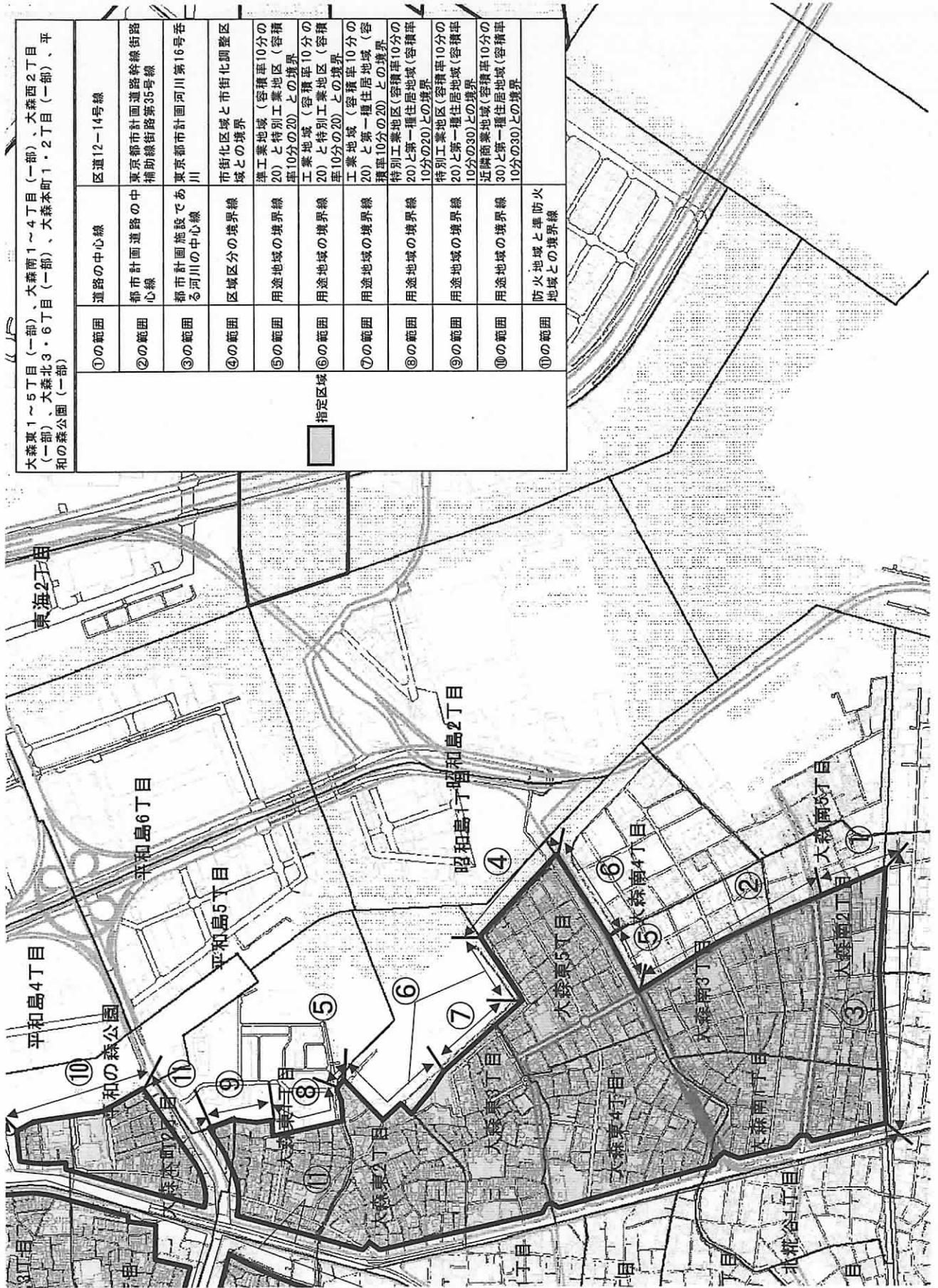
区域図(分割図 5)



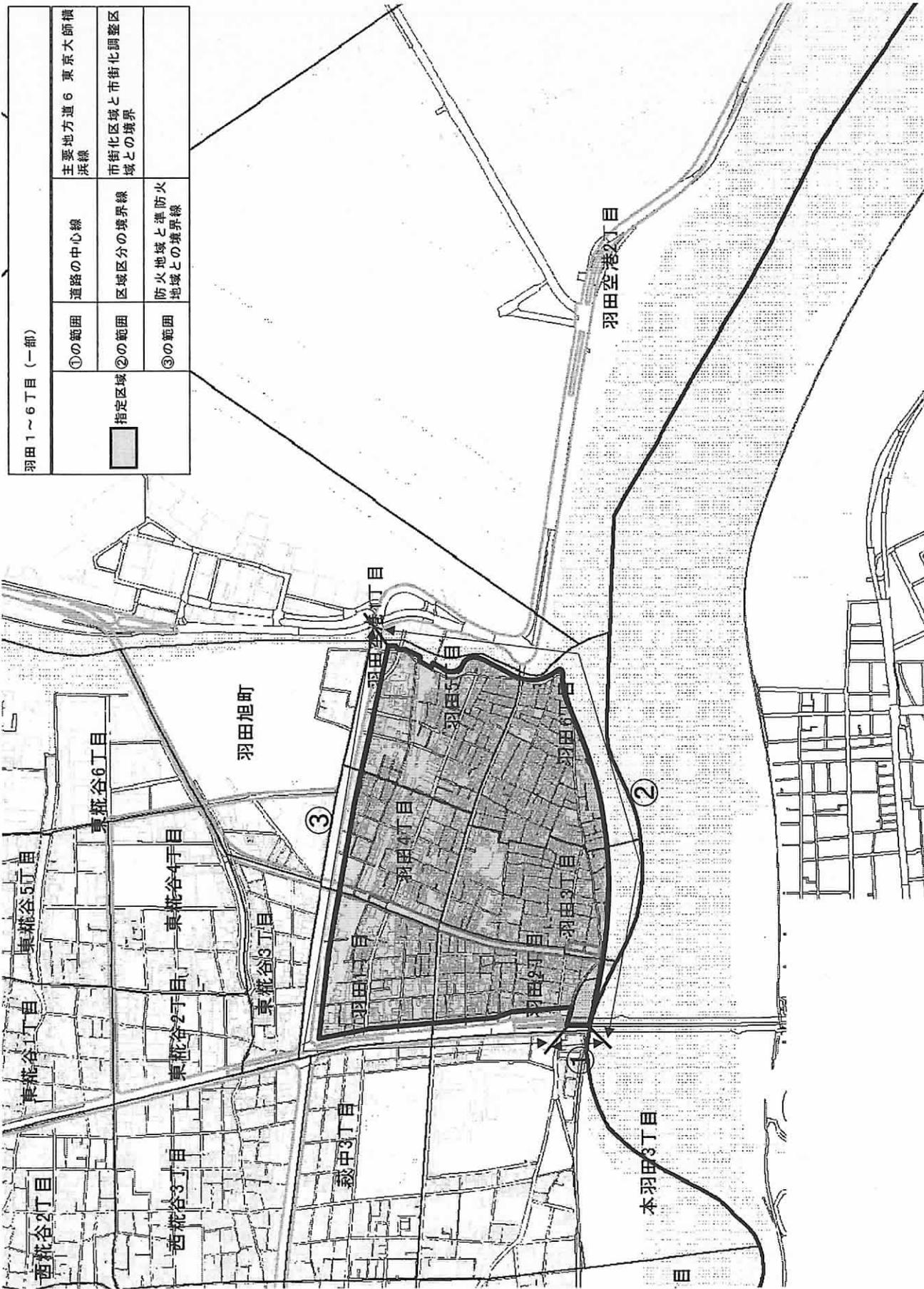
区域図(分割図 6)



区域図(分割図 7)



区域図(分割図 8)



羽田1~6丁目(一部)		主要地方道6 東京大師権 浜線
①の範囲	道路の中心線	市街化区域と市街化調整区 域との境界
②の範囲	区域区分の境界線	
③の範囲	防火地域と準防火 地域との境界線	